

入居者負担となる修繕費用

入居者の方に負担していただく主な修繕内容等は次のとおりです。

指定管理者が負担すべき修繕であっても、入居者の方がご自分で修繕された場合、又は指定管理者以外に修繕を依頼された場合は、費用を支払うことができませんのでご注意ください。

新入居後3ヶ月以内の修繕不備等に伴う対応については、指定管理者にお申し出ください。

【基本的事項】

- 入居者が使用上の故意、不注意により損傷し、また、汚したときは、入居者の負担となります。
- 入居者以外の者により市営住宅等を損傷、汚損したときは、原因者の負担となります。
ただし、各住戸の窓ガラスの破損については、原因者が不明の場合は入居者の負担となります。
- 社会通念上当然入居者が負担すべきと認められる修繕は入居者の負担となります。
- 表にないものであっても、1件5,000円以下の消耗部品類の交換や補修は、原則、入居者の負担となります。

区分	修繕部位等	修 繕 内 容 等
占有部分	玄関ドア	ドアチェーン、蝶番、引き手等付属金物の破損復旧、取替え
	窓枠・出入口枠及び換気枠	サッシ窓枠の開閉調整
		金物(戸車・取手・蝶番・ドアチェック・クレセント(特殊タイプ以外)・すべり出しヒンジ等)の部品取替え、開閉調整
		ガラスのひび、割れに伴うガラスの入替え
	屋内扉(浴室戸、便所戸)	金物(戸車・取手・蝶番・ドアチェック・クレセント・すべり出しヒンジ等)の部品取替え、開閉調整
	屋内建具(木製建具、金属製建具、襖、障子)	金物(戸車・取手・蝶番・ドアチェック・クレセント・すべり出しヒンジ等)の部品取替え、開閉調整
		部分損傷破損等(障子紙、襖紙の張替、化粧板、ガラス入替、網戸の張替え)による破損復旧、張替え
	畳	畳表の表替え、裏返し、畳縁の交換
	天井	老朽、雨漏り以外による損傷、剥離等の破損復旧、塗装
	壁	仕上げがペンキ塗り箇所の補修、塗装替え
		クロス貼り箇所の補修、貼替え
	柱・敷居・鴨居	汚損又は表面汚れによる補修、塗装
	流し台	汚損又は表面汚れによる部品の修理又は取替え
	台所棚、押入れ棚	汚損又は表面汚れによる破損復旧、底板張替え等
	[市設置分] カーテンレール※	老朽に伴う腐れ・狂いによる取替え
	[市設置分] 風呂釜・浴槽※	老朽に伴う劣化・破損による破損復旧、取替え (各器具(ツマミの覗き窓・点火ハンドル・湯止めカバー等)の部品交換)
	[市設置分] ガス給湯器※	老朽に伴う劣化・破損による破損復旧、部品取替え
	その他ガス設備※ (市が設備している室内配管・コック・器具)	汚損等による復旧、取替え
	水道蛇口 (混合水栓※含む)	パッキンの交換
	便器(洋便器※)	蓋などの破損や一部欠損等による破損復旧、部品取替え
	屋内の排水(排水管、付属金物)	老朽以外の原因に伴う劣化・破損による取替え
		管詰まりによる清掃、詰まり解消
	屋内の配線	使用電気容量超による配線への過負荷による配線張替え
[市設置分] テレビ視聴施設(配線器具、ジャック、ケーブル等)※	老朽、気象条件以外に伴う破損、使用不能による増幅器設置、室内新規配線(室内での複数分配等による受信出力不足など)	
室内配電設備、ブレーカー	老朽、気象条件以外に伴う破損による部品交換、取替え(無断増設等による破損・使用不能など)	
スイッチ、コンセント、引掛シーリング、キーソケット	入居者に起因する破損による器具交換、破損復旧(カバー破損等、スイッチ押込みなど)	
[市設置分] 換気扇・レンジフード※	清掃不備等に伴う動作不良による清掃、部品交換 フィルター劣化、目詰まりによる破損復旧、取替え、清掃	
共用部分	階段灯、廊下灯(建物付着の外灯を含む)※	球切れによる球替え
	外灯[ポール、器具、電球類(水銀灯を含む)]※	ポール式及び電柱共架式照明の球替え
	排水(排水管、桝等)	入居者の使用不備に起因する管詰まりによる清掃、詰まり解消

(注)※印の付いているものは、住宅(団地)によっては付いていないものがあります。